

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年9月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100219号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100093号

第1 結論

- 1 請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社における平成7年10月1日から平成8年7月31日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年10月から平成8年6月までの標準報酬月額については、9万2,000円から50万円とする。
平成7年10月から平成8年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
- 2 請求期間②について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成8年7月31日から同年10月12日に訂正し、同年7月から同年9月までの標準報酬月額を50万円とすることが必要である。
平成8年7月31日から同年10月12日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成7年10月1日から平成8年7月31日まで
② 平成8年7月31日から同年10月12日まで
③ 平成9年2月1日から平成13年11月27日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)がA社の取締役として勤務した期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が減額された記録となっている上、請求期間②の厚生年金保険の加入記録がない。

また、B社の事業主として勤務した請求期間③の標準報酬月額が低く記録されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者のA社に係る標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年9月30日（以下「全喪日」という。）より後の同年12月6日付けで、平成7年の定時決定の記録が取り消された上で、同年10月1日に遡って9万2,000円とする減額処理が行われており、訂正請求記録の対象者の外に事業主及び取締役二人についても、同様に遡って標準報酬月額の減額処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の事業主は既に亡くなっており、請求者は、訂正請求記録の対象者に係る請求期間当時の給与明細書等の資料を保有していないと回答していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間①当時における報酬月額が、標準報酬月額9万2,000円に相当する額であったことを確認することができない。

また、請求者は、A社は社会保険料を滞納していた旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る標準報酬月額について、平成8年12月6日付けで行われた減額処理は事実即したものとは考え難く、平成7年10月1日に遡って減額処理を行う合理的理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、訂正請求記録の対象者は、請求期間に同社の取締役であったことが確認できるところ、同社で厚生年金保険の加入記録がある複数の者が、訂正請求記録の対象者は同社の営業担当で、経理や社会保険事務には関与していなかった旨陳述している。

したがって、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た報酬月額に基づく標準報酬月額（50万円）に訂正することが必要である。

2 請求期間②について、雇用保険の加入記録によると、訂正請求記録の対象者が、平成8年10月11日まで継続してA社に勤務していたことが認められるが、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年7月31日と記録されており、当該喪失処理は、同社の全喪日より後の同年11月8日付けで行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成8年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているものの、同社に係る商業登記簿謄本において、平成14年まで解散の記録は確認できず、複数の従業員が平成8年10月11日まで雇用保険に加入していることから、同社は請求期間②において適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成8年9月30日をもってA社が適用事業所でなくなったとする処理及び訂正請求記録の対象者について同年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を

喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められない。

また、上述のとおり、訂正請求記録の対象者は、A社において経理や社会保険事務には関与していなかったものとうかがえる。

したがって、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成8年10月12日とし、平成8年7月から同年9月までの標準報酬月額については、上記1の減額処理前の厚生年金保険の記録から、50万円とすることが必要である。

- 3 請求期間③について、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主であった訂正請求記録の対象者は既に亡くなっている上、請求者は、経理を担当していたが、請求期間当時の訂正請求記録の対象者に係る給与明細書等の資料を保有していない旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間③における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

なお、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者のB社に係る標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者資格取得時（平成9年2月1日）については20万円と記録されていたところ、平成9年11月5日付けで、資格取得日に遡って9万8,000円に減額処理が行われており、同日付けで平成9年の定時決定が、平成13年9月3日付けで平成10年から平成13年までの定時決定が処理されているものの、上述のとおり訂正請求記録の対象者の請求期間③に係る報酬月額について確認することができないことから、請求者が主張する当該期間に係る報酬月額がオンライン記録より高額であったことを確認することができない。

このほか、請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間③について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100218号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100092号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない

請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成7年10月1日から平成8年7月31日まで
② 平成8年7月31日から同年10月12日まで
③ 平成9年2月1日から平成14年6月17日まで

A社の取締役として勤務した期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が減額された記録となっている上、請求期間②の厚生年金保険の加入記録がない。また、B社に勤務した請求期間③の標準報酬月額が低く記録されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者のA社に係る標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年9月30日(以下「全喪日」という。)より後の同年12月6日付けで、平成7年の定時決定の記録が取り消された上で、同年10月1日に遡って9万2,000円とする減額処理が行われており、請求者の外に事業主及び取締役二人についても、同様に遡って標準報酬月額の減額処理が行われていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は取締役であったことが確認できるところ、事業主は既に亡くなっているものの、同社で厚生年金保険の加入記録がある複数の者が、請求者は経理担当で、資金繰り等は事業主と請求者が話し合っていたと思う旨陳述している。

また、請求者は、A社には社会保険料の滞納があり、社会保険事務所(当時)の職員が何度か同社に来た旨、また、自身が一人に対応したことはないものの、社会保険事務所の職員から社会保険料を払わなくて済む方法があると言われた旨陳述していることから判断すると、請求

者は、同社の経理担当取締役として、請求期間①に係る標準報酬月額減額手続に一切関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の経理担当取締役として、自らの標準報酬月額減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間②について、雇用保険の加入記録によると、請求者は平成8年10月11日まで継続してA社に勤務していたことが認められるが、オンライン記録によると、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年7月31日と記録されており、当該喪失処理は、同社の全喪日より後の同年11月8日付けで行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、平成8年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているものの、同社に係る商業登記簿謄本において、平成14年まで解散の記録は確認できず、複数の従業員が平成8年10月11日まで雇用保険に加入していることから、同社は請求期間②において、適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらのことから、平成8年9月30日をもってA社が適用事業所でなくなったとする処理及び請求者について同年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

しかしながら、上述のとおり、請求者は、A社の経理担当取締役として、請求期間②に係る被保険者資格の喪失手続に一切関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の経理担当取締役として、自らの被保険者資格の喪失処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の請求期間②に係る資格喪失年月日の訂正を認めることはできない。

- 3 請求期間③について、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は既に亡くなっている上、請求者は、経理を担当していたが、請求期間当時の給与明細書等の資料を保有していない旨回答していることから、請求者の請求期間③における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

なお、オンライン記録によると、請求者のB社に係る標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者資格取得時（平成9年2月1日）については18万円と記録されていたところ、平成9年11月5日付けで、資格取得日に遡って9万8,000円に減額処理が行われており、同日付けで平成9年の定時決定が、平成13年9月3日付けで平成10年から平成13年までの定時決定が処理されているものの、上述のとおり請求者の請求期間③に係る報酬月額について確認することができないことから、請求者が主張する当該期間に係る報酬月額がオンライン記録より高額であったことを確認することができない。

このほか、請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間③について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。